

令和7年12月22日
資料提供

和歌山県内で初めて
宗教法人金剛峯寺、学校法人高野山学園および高野町が
株式会社南都銀行と
「『遺贈による寄附制度』に関する協定」
「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結



(右から、金剛峯寺：今川泰伸執行長、南都銀行：大西廣到執行役員兼奈良南和・和歌山ブロック本部長、高野町：平野嘉也町長、高野山学園：高岡隆真法人本部長 於高野山真言宗宗務所)

令和7年12月22日、宗教法人金剛峯寺（今川泰伸執行長）、学校法人高野山学園（今川泰伸理事長）、高野町（平野嘉也町長）は株式会社南都銀行（石田諭頭取）とそれぞれ「『遺贈による寄附制度』に関する協定」ならびに「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しました。

今回の協定は、亡くなられた後の財産を社会のために役立ててほしいといった社会的な要望が増加している中で、難解なイメージのある「遺言」や「信託」といった制度の利用を、専門的な知見をもつ金融機関のサポートを受けながら簡便に、かつ確実に行えるように環境を整備するとともに、お互いが協力しながら寄附者の思いを地域や次世代に還元していく目的で締結されました。

本協定の締結により、今後は南都銀行が行う遺言作成や信託サービスの中で、提携する寄附先として金剛峯寺、高野山学園、高野町の三者が提示されるとともに、高野町側に遺贈の相談があった際には、協定先の南都銀行を窓口として紹介するといった相互協力体制が構築されます。

同日午後1時から、協定締結に関する報告（記者発表）が高野山真言宗宗務所大会議室で行われ、今川金剛峯寺執行長兼高野山学園理事長、平野高野町長、大西廣到南都銀行執行役員兼奈良南和・和歌山ブロック本部長らが登壇し、今回の協定締結の意義を述べました。

問合せ 高野町 税務会計課 倉垣内
電話 0736-56-3000